2023年7月19日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　菅野　顕子
TEL：03-5425-1340

メザニンローン債権の取得予定日の変更に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年2月1日付「メザニンローン債権への投資決定に係るお知らせ－国内資産（スターアジア・メザニンローン債権投資シリーズ8（A号受益権及びB号受益権））の取得－」にて公表しましたとおり、メザニンローン債権投資として、2023年2月20日にB号受益権（以下「本B号受益権」といいます。）の取得を完了し、また、A号受益権（以下「本A号受益権」といい、本A号受益権と本B号受益権を併せて、以下「本受益権」といいます。）については、2023年8月31日又は本投資法人が東京キャピタルマネジメント株式会社（本A号受益権の現所有者、以下「取得予定先」といいます。）と別途合意する日に取得する予定としていました。

今般、本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本A号受益権の取得予定日の変更を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本A号受益権の取得予定日の変更

変更前：2023年8月31日又は本投資法人と取得予定先が別途合意する日

変更後：2023年12月31日又は本投資法人と取得予定先が別途合意する日

（注）本A号受益権に関する詳細については、2023年2月1日付「メザニンローン債権への投資決定に係るお知らせ－国内資産（スターアジア・メザニンローン債権投資シリーズ8（A号受益権及びB号受益権））の取得－」をご参照ください。

２．本A号受益権の取得予定日の変更の理由

本受益権の営業者であるセンチュリオン・ツー合同会社より、本受益権の対象であるメザニン社債について償還の可能性がある旨連絡を受けました。つきましては、本A号受益権の取得予定先と本資産運用会社間において協議をし、実務上の煩雑さを回避する観点から、当面の間、取得予定先が本A号受益権の保有を継続することが妥当と判断し、取得予定先及び本投資法人間において「信託受益権売買契約に関する合意書」を締結し、本A号受益権の取得予定日を変更することを決定しました。

なお、本受益権の対象であるメザニン社債の償還又は本A号受益権の取得等が決定しましたら、改めて公表します。

３．今後の見通し

本A号受益権の取得予定日の変更が運用状況に与える影響は軽微であり、2023年7月期（2023年2月1日～2023年7月31日）及び2024年1月期（2023年8月1日～2024年1月31日）の運用状況の予想に変更はありません。

以上

＊　本投資法人のホームページアドレス：https://starasia-reit.com/